

「労働時間等見直しガイドライン」の改正のポイント

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)について

労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへと改善するために、事業主等が取り組むべき事項を定めたものです。※「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づくものです。

改正理由

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「休暇取得促進への支援措置」として本指針を見直すこととされました。

主な改正のポイント

年次有給休暇について、事業主に対して次のような制度的な改善を促すこととしました。(適用日:平成22年4月1日)

- 労使の話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討しましょう。
- 取得率の目標設定を検討しましょう。
- 計画的付与制度の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮しましょう。
※「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと。
- 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討しましょう。

※詳しくは、「労働関係情報／労働時間・休日・休暇関係」を御覧下さい